

登録入会のご案内

新規登録完了までの流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
登録入会のご案内	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
申請書等の書き方（見本）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 0
申請に当たっての注意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 1
・ 東京都行政書士会行政書士事務所設置指導基準		
・ 事務所の名称に関する指針		

別添：申請書一式



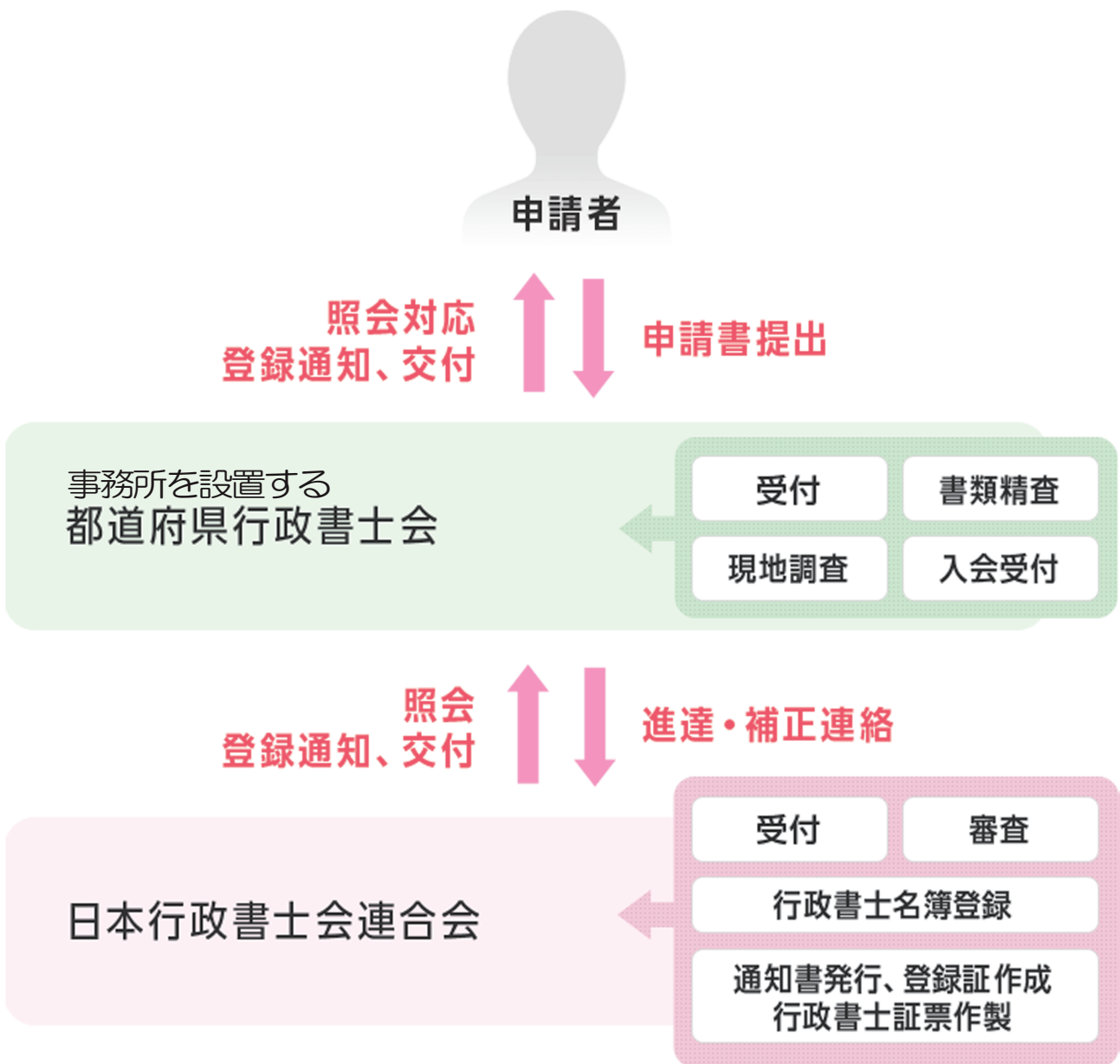
東京都行政書士会



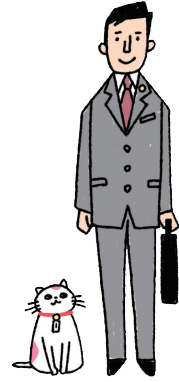


新規登録完了までの流れ

新規登録の流れ



※ 登録申請書提出から登録通知をご郵送するまでに1ヶ月から1ヵ月半ほど要します。



登録入会のご案内

登録・入会のご案内

東京都行政書士会
東京行政書士政治連盟

申請受付：事前予約制



予約サイトのURLまたはQRコードよりご予約下さい。

ホームページ「登録・入会のご案内」画面の予約ボタンからお申込可能です。

<https://select-type.com/rsv/?id=2CI8oqCsUy0>

← こちらからお申込下さい↑

申請方法：下記の1～4を必ず登録申請者本人が持参してください。

1. 提出書類
2. 添付書類
3. 登録諸費用
4. 登録免許税（収入印紙）※郵便局等の窓口で購入し、申請書に貼付せずにお持ちください。

※登録申請の受理後に審査をいたしますが、登録・入会完了までは1ヶ月～1ヶ月半ほど期間を要します。完了次第、郵便にて登録・入会完了の通知と新入会員登録証交付式及び研修会のご案内をお送りいたします。

1. 提出書類

書類の記載方法につきましては、13ページからの「申請書記入上の注意事項」を必ずご確認ください。

※職務上における旧氏名の使用を希望する際は職名使用届が必要となります。

※書類の訂正の際は申請印で捨印を頂くため、申請時に必ずご持参ください。

※日本行政書士会連合会会則第40条3項「登録の申請」の規定により、日本行政書士会連合会が必要と認めた場合には、本案内に記載しているものの他に追加書類の提出が必要になります。

(1) 東京都行政書士会

①行政書士登録申請書 1部

※登録免許税の収入印紙1枚（30,000円）は、貼付せずにお持ちください。

②履歴書（連合会規定用紙） 1部

③誓約書（連合会規定用紙） 1部

④東京都行政書士会入会届（個人用） 1部

⑤事務所写真（規定の写真貼付用紙）

※使用人登録の場合は、提出不要です。

以下の点に注意して撮影し、写真貼付またはカラー印刷をしてご提出ください。

- (ア) 1ヶ月以内に撮影した鮮明な写真であること
- (イ) 事務所外部は、建物の全景（外観）、入口付近、ポスト・テナント表示を撮影すること
- (ウ) 事務所内部は、概要や独立性が確認できるように、さまざまな方向から写したものであること
- (エ) 設備は、パソコン、書類保管場所等の設備を整えた状態で撮影すること
- (オ) 戸建て住宅の一部を事務所とする場合や同一フロアに他の法人や団体等と同居している場合は、独立性を確保した形態であることがわかるような写真を必ず付けること

(2) 東京行政書士政治連盟

① 東京行政書士政治連盟加入・不加入届 …… 1 部

※東京行政書士政治連盟(東政連)は東京都行政書士会と共に両輪となって行政書士の地位向上・職域拡大に努めています。

- 行政書士の業務範囲は行政書士法によって規定されています。行政書士法は議員立法で成立したため、改正も議員立法するのが国会の慣例です。また、その議員立法の改正は全会派一致というのも慣例です。そのためすべての政党、会派に等しく働きかけるので、特定の政党、会派に偏ることはありません。
- また、国以外でも都・市区町村議会等へ政策の提言、行政書士の活用、制度の推進・拡充の要望等を行っています。
- 東政連は決してみなさまに加入を強制するものではありませんが、東政連の活動の成果は等しく全会員に及ぶ等の理由から、東京都行政書士会会員の全員加入を目指しています(現在、加入率約 80%)。
- なお、1か月分の会費 1,000 円の内訳は、まず上部団体である日本行政書士政治連盟に 200 円を納入し、さらにみなさまの所属している支部へ活動費として 150 円を交付します。あとの残りの 650 円で東政連の事業を行います。

行政書士の 未来を切り拓く 東政連

活動実績

- 法務省令「(入管)申請取次制度」の誕生
- 行政書士法一部改正「代理権」の獲得
- 行政書士法一部改正「行政不服申立て代理権」の獲得

他の士業に先駆けて獲得!

特定行政書士の誕生!

令和 年 月 日
東京行政書士政治連盟 会長 殿
事務所所在地
氏名
東京行政書士政治連盟 加入・不加入届
東京行政書士政治連盟への加入・不加入につき、下記の「加入します」または「加入しません」のボックスのいずれかにチェックをし、空欄をすべて埋めたうえでご提出ください。今後の活動の参考とさせていただきますので、記載に不備がないようご協力の程お願いいたします。
<input type="checkbox"/> 加入します この度、東京行政書士政治連盟の趣旨に賛同し、貴連盟に加入いたします。 なお、東京行政書士政治連盟会費は、東京都行政書士会費と同時に徴収することに同意します。
<input type="checkbox"/> 加入しません ①あなたが加入しない理由について、具体的にお聞かせください。
②あなたが加入しない理由は、東政連のホームページや「登録入会のご案内」における政治連盟活動の意義をご覧になっても解明されないものでしょうか? 解明されない場合はその理由について具体的にお聞かせください。
③あなたが東京行政書士政治連盟の活動趣旨に賛同できない理由について具体的にお聞かせください。
記入例
→裏面に続く

全ての会派とお付き合いがあるにやー



職域拡大すればビジネスチャンスが広がりますよ。
支部における会費もありません。
安心して加入してくださいね。
(加入者より)

東政連のホームページはこちら⇒

<https://www.tokyo-gyoseiren.jp/>



2. 添付書類等

各書類に必要な条件がありますので、ご確認の上取得してください。

(1) 行政書士となる資格を証する書面 : 1部

①行政書士試験合格者は、**試験合格証原本提示**。

※試験合格証紛失の場合は、試験合格地の都道府県知事発行の合格証明書原本を提出してください。

②弁護士・弁理士・公認会計士・税理士資格での登録者は、各所属会の登録証明書原本（事務所所在地の記載があるもの、発行後3ヶ月以内）を提出。

※**他土業と兼業の場合は、他土業事務所と同一の場所に行政書士事務所を設ける必要**があります。

※上記資格を複数有している方は、行政書士登録する資格を一つ選び、登録証明書を取得して提出してください。

※上記資格未登録者で行政書士登録希望の方は、各土業法で定める登録に必要な書類を提出してください。

③公務員行政事務資格者は、職歴証明書（行政事務担当期間が17年以上20年未満の者は卒業証明書等が必要）を提出。

※**行政事務で登録希望の方は、登録手続きの前に資格事前調査を受けてください。**

(2) 住民票 発行後3ヶ月以内 **本籍記載**(外国籍の方は**国籍記載**のあるもの) : 1部

本籍が記載漏れの場合は再取得となります。

※外国籍の方は、住民票の他に有効な在留資格を証する書面として下記の内いずれか1点が必要です。

①在留カードのコピー：有効期限内のもの（原本提示）

②特別永住者証明書のコピー：有効期限内のもの（原本提示）

(3) 身分証明書（本籍地の市区町村発行のもの） 発行後3ヶ月以内 : 1部

※「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者である旨」を証明するものです。他の証明事項が含まれている場合でもそのまま提出してください。

※**運転免許証・パスポート・保険証等ではありません。**

(4) 顔写真 : 5枚（履歴書及び入会届に貼付したものを含めた枚数、全て同一のもの）

縦3cm×横2.5cm・カラー・無帽・正面上半身・無背景・裏面に氏名を記入

(5) 戸籍抄本（以下に該当する場合のみ提出） 発行後3ヶ月以内 : 1部

※職務上において**旧姓の使用を希望する場合**

※婚姻等の理由により**行政書士試験合格時から氏、名もしくは氏名の変更があった場合**

(6) 事務所の使用権を証する書面 : 各1部

8ページ及び9ページの「事務所の使用権を証する書面について」の①～⑥のうちで該当する事務所形態をご確認の上、必要書類を提出してください。

(7) 行政書士業とは別に法人（会社・士業法人等）に勤務している場合（アルバイト含む）

・誓約書（現在も法人等に勤務している場合に☑）：1部

(8) 行政書士以外の類似資格でも事務所を設置し開業している場合

・行政書士事務所と他士業の事務所が同一であることの証明ができる書類：1部

弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、宅地建物取引士、測量士、不動産鑑定士、海事代理士等の他士業資格で事務所を設置し開業されている方は、該当する全ての他士業の会員証・証票等（事務所所在地が記載されているもの）のコピーを提出してください。

会員証・証票等に事務所所在地が記載されていない場合は、会員証明書・在籍証明書等（各所属会等にて発行のもの、事務所所在地が記載されているもの）の原本を提出してください。

※弁護士・弁理士・公認会計士・税理士のいずれかの資格で登録申請される方は、「2. 添付書類」の(1)行政書士となる資格を証する書面として、各所属会の証明書原本を提出していただいておりますので、会員証等の写しの提出は不要です。ただし、証明書以外の資格もお持ちでしたら、該当する全ての会員証等の写しを提出してください。

3. 登録諸費用

○事前振込費用：225,000円

【内訳】(1)登録手数料：25,000円

(2)入会金：200,000円

※必ず事前に下記口座まで振り込み、申請時に振込の控えを提示してください。

インターネットバンキング等での振込みの場合は、申請時に振込確認ができる画面等をご提示ください。

※振り込みは原則申請者本人名義でお願いします。行政書士法人の社員、行政書士または行政書士法人の使用者の方は、雇用者名義での振り込みでも構いません。

※振込手数料は各自ご負担ください。

振込先 三菱UFJ銀行 渋谷支店
(普通) 6458753
東京都行政書士会

○登録申請時に現金を窓口へ持参：21,000円

【内訳】

(3)東京都行政書士会会費3ヶ月分：18,000円

(4)東京行政書士政治連盟会費3ヶ月分：3,000円

4. 登録免許税（収入印紙）：30,000円（1枚）

※事務局では販売しておりません。郵便局等の窓口で購入し、申請書に貼付せずにお持ちください。
また、現金での受付はできませんのでご注意ください。

事務所の使用権を証する書面について

※複数該当する場合は、それぞれの必要書類をご用意ください。

事務所の設置にあたり、所在地が独立し安定した事務所形態でなければなりません(「行政書士事務所設置基準」参照)。
したがって、賃貸借契約等による契約書の利用期間が1年以下の場合は、安定した事務所とみなしません。
また、登録審査の結果によっては、事務所の現地調査を行う場合がございます。
※レンタルオフィスで開業をお考えの方は、形態によっては行政書士事務所に適当でない場合(コワーキング・ブース貸し等)がございますので、ご不明な点がございましたら、事務局へお問い合わせください。

○個人開業

①自宅に事務所を設ける場合 特になし(住民票にて確認)※

※都営住宅やUR住宅など、事務所として利用が禁止されている住宅での事務所登録は出来ません。

※マンションなどの集合住宅等で開業する場合は、誓約書(自宅に事務所を設ける場合に☑)を提出してください。

②自宅以外の独立事務所

自己所有	(ア) 建物の登記事項証明書(写)
自己名義の賃貸借契約	(ア) 自己名義の賃貸借契約書(写) ※契約の使用目的が住居用の場合は、賃貸人からの使用承諾書(規定用紙)をご提出ください。
親族所有	(ア) 建物の登記事項証明書(写) (イ) 建物所有者(親族)からの使用承諾書(規定用紙)
賃借人からの転貸借	(ア) 建物所有者・賃借人名義の賃貸借契約書(写) (イ) 建物所有者と賃借人の使用承諾書(規定用紙) ※賃借人が法人の場合は「④会社等の法人内事務所」で提出してください。

③「自分以外」の行政書士又は他士業者(士業法人を含む)と同一事務所

※士業法人と同居の場合、「共同合同事務所届出書」の資格欄には法人名を、氏名欄には代表者氏名を記入し、法人印を押印してください。

※士業法人の他に会社等が同居する場合は、「④会社等の法人内事務所」を併せて提出してください。

自己所有の場合	(ア) 建物の登記事項証明書(写) (イ) 共同合同事務所届出書(規定用紙) (ウ) 誓約書(他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合に☑)
自己名義の賃貸借契約	(ア) 自己名義の賃貸借契約書(写) (イ) 共同合同事務所届出書(規定用紙) (ウ) 誓約書(他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合に☑)
共同・合同者名義の所有	(ア) 建物の登記事項証明書(写) (イ) 建物所有者(共同者・合同者)の使用承諾書 (ウ) 共同合同事務所届出書(規定用紙) (エ) 誓約書(他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合に☑)
共同者・合同者名義の賃貸借契約	(ア) 共同者・合同者名義の賃貸借契約書(写) (イ) 建物所有者と賃借人(共同者・合同者)の使用承諾書(規定用紙) (ウ) 共同合同事務所届出書(規定用紙) (エ) 誓約書(他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合に☑)

④会社等の法人内事務所(土業法人除く)

※法人等の事務所内に行政書士事務所を設置する場合には、**行政書士事務所としての位置、区画(例:出入口付近、独立した一室、パーティション等による区分け、専用電話等)が法人等と明確に区分けされ、一般の利用者を拒むことのない事務所機能を確保している必要があります。**

法人所有の場合	(ア) 建物の登記事項証明書(写) (イ) 建物所有者(法人等)の使用承諾書(規定用紙) (ウ) 誓約書(法人等の事務所内に事務所を設ける場合に☑) (エ) 法人の登記事項証明書(写) (オ) 法人の使用フロア平面図
法人名義の賃貸借契約	(ア) 法人名義の賃貸借契約書(写) (イ) 建物所有者と賃借人(法人等)の使用承諾書(規定用紙) (ウ) 誓約書(法人等の事務所内に事務所を設ける場合に☑) (エ) 法人の登記事項証明書(写) (オ) 法人の使用フロア平面図

○行政書士法人の社員、行政書士・行政書士法人の使用人

⑤既存の行政書士法人の社員

既に設置されている事務所の社員	(ア) 行政書士法人の現在の定款の写し (イ) 定款の変更予定案又は総社員の同意書
新たに設置される事務所の社員	(ア) 行政書士法人の現在の定款の写し (イ) 定款の変更予定案又は総社員の同意書 (ウ) 事務所の使用权を証する書面(①～④に該当する書類)

※現在の定款の写し、定款の変更予定案、総社員の同意書は、最終頁に以下の項目を付記し作成してください。

現在の定款の写し	1, 「現在の定款に相違ない。」 2, 書類作成日 3, 法人名、代表社員名、法人職印 4, 申請者名・申請者印
定款の変更予定案	1, 「変更の予定案に相違ない。」 2, 書類作成日 3, 法人名、代表社員名、法人職印 4, 申請者名・申請者印
総社員の同意書	1, 「上記に同意する。」 2, 書類作成日 3, 法人名、代表社員名、法人職印 4, 社員行政書士全員の名前・職印 5, 申請者名・申請者印

⑥行政書士又は行政書士法人の使用人

(ア) 行政書士または行政書士法人との雇用契約書(原本提示)

※雇用契約書の業務内容欄には必ず「**行政書士業務(登録入会後)**」と記載をお願いいたします。

※⑤⑥の行政書士法人の社員または行政書士法人の使用人として登録する場合は、日本行政書士会連合会のホームページにある「行政書士法人の手引」を精読されるようお願いいたします。



申請書等の書き方（見本）

◎申請書類記入上の注意事項

全般

1. 申請書への記入は、楷書体で崩さずに記入してください。
PDFデータを編集し記入する場合は、様式・書式の変更を行わないようご注意ください。
2. 消えるペンの使用は禁止です。使用された場合は全て記入し直しとなります。
3. 押印はすべて同じ印鑑をご使用ください（認印可・シャチハタ不可）。
4. 記載事項を訂正する場合、修正液等を使用しないでください。
訂正個所に2重線を引き、正しい文字を書き足して枠外に捨印を押印してください。
5. 申請時に訂正箇所がございましたら訂正印の押印が必要になりますので、申請書等に押印した印鑑をご持参ください。
6. 申請書類の記載事項は全て行政書士登録申請書に記載したもので統一してください。

行政書士登録申請書

1. 「氏名」「本籍」は身分証明書の記載のとおり略記せずに正しく記載してください。
2. 「住所」は住民票の記載のとおり略記せずに正確な番地で記載してください。
3. 「事務所の名称」については、21ページ「事務所の名称に関する指針」をご覧ください。
4. 「事務所の所在地」は、丁目、番地まで記載（ハイフン可）し、ビル等の中に事務所を設置するときは、ビル名・階数・部屋番号等を記載してください。登録後にビル名等を追加・変更される場合には、変更登録申請(有償)が必要となります。また、行政書士法人の社員、行政書士及び行政書士法人の使用人となる場合には、雇用主である行政書士又は行政書士法人の事務所所在地の表記を日行連HPでご確認いただき、相違なく記入してください。
5. 「※2 主たる事務所の所在地」は、所属または勤務する行政書士法人が従たる事務所である場合のみ記入してください。
6. 「資格」の欄には、次の区分により記載してください。
 - ① 行政書士試験合格者：上段に受験地都道府県名と合格年度及び番号を記載してください。
 - ② それ以外の方：下段に該当する資格の各号を記載してください。
弁護士；第2号 弁理士；第3号 公認会計士；第4号
税理士；第5号 公務員行政事務資格者；第6号
7. 「行政書士以外の類似資格」欄には、事務所を設け開業している場合のみ該当する番号を○で囲んでください。「13.その他」は、測量士補、会計士補のどちらかを指します。

履歴書

1. 数字はアラビア数字で、文字は崩さず、正確に記入してください。
2. 「学歴・職歴」欄は、中途退学を含め義務教育修了以降（高校卒業）の学歴からすべて記載してください。高校を中途退学している場合は、中学校卒業から記載してください。
3. 行政書士会入会経験がある場合は職歴欄に記入してください。また、行政書士補助者の場合、登録後に補助者を退職する旨を職歴に記入してください。※行政書士は、行政書士補助者となれません。
4. 無職、休職等の期間についても必ず記載してください。

入会届

1. 太枠で囲まれている「登録年月日」「登録番号」「会員番号」の各欄は記入しないでください。
2. 「資格」欄については、登録申請書に記載した登録資格の番号を○で囲んでください。
3. 主たる業務欄は、予定業務を項目の中から3項目まで選択し番号を○で囲んでください（任意）
※登録入会後の変更も可能です

見本

収入用紙
-3万円-
消印しないこと

日行連受理印

単体会受理印

※訂正の場合は、訂正個所に2重線を引き、正しく追記して書類の枠外に捨印を押印してください。

様式第1号 (第2条関係)

行政書士登録申請書

申請日を記載

令和 3 年 4 月 1 日

日本行政書士会連合会

会長 会長名は空欄 殿

氏名 行政 太郎



行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

ふりがな	ぎょうせい たろう	性別	男・女				
氏名	行政 太郎	生年月日	明・大・昭・平 41 年 2 月 22 日				
属性	<input checked="" type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人						
本籍	東京都目黒区青葉台3丁目1番 ←必ず都道府県名から身分証明書の記載通り記入(略記不可)						
住所	(〒153-0042) TEL 03 (3477) 2881 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 ←必ず都道府県名から住民票の記載通り記入(略記不可)						
事務所の名称	行政太郎行政書士事務所 ←必ず「行政書士」を入れる ※1 (法人番号:)						
事務所の所在地	(〒111-1111) TEL 03 (3477) 2644 東京都渋谷区本町1丁目1番1号-101 ←ハイフンでの略記可、「同上」は不可						
※2 主たる事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
資格	行政書士試験合格	東京 都道府県	令和2 年度 第 0123 号				
	その他資格	<input type="checkbox"/> 行政書士法第2条第 号該当 <input type="checkbox"/> 昭和26年法律第4号附則第2項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有・無		過去の特定行政書士付記	有・無			

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。
 ※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。
 注1: 未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。
 注2: 現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。(2カ所に割印して提出すること。)

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単体会会長意見書	資格を証する書面	誓約書
	戸籍抄本	職歴の補足資料	法第2条の2第二号証明書
	住民票	学歴証明書	本人の写真
	履歴書	合同・共同事務所届出書	

決裁	会長	副会長	委員長	委員		
点検	局長	次長	課長	係長	課員	

履歴書は両面1枚、片面複数枚どちらでも構いません。
 複数枚の場合は、必ずホチキスで左側2箇所を綴じ、
 「契印」を押印してください。

履 歴 書

正面・無帽・無背景
 (縦3cm×横2.5cm)

ふりがな ぎょうせい たろう		↓ 本人写真 貼付位置 タテ ヨコ 3cm × 2.5cm 【提出の前3か月以内】	
氏 名 行政 太郎 楷書厳守			
注) 楷書体でくずさずに正確に書くこと。			
大正 昭和 41年 2月 22日生 (55)歳	男 男 ・ 女		
現住所 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 登録申請書のとおり記載			
注) 都道府県名から書くこと。			
学 歴 ・ 職 歴			
注) 学校教育法及び教育基本法に定める義務教育修了以降現在まで、無職や休職の期間も記載し、現在の状況まで明確になるよう中 断なく記載すること。			
年	月	官公署、会社、団体等	所在地 (都道府県・市区町村名)
~ 年	月	主な職務内容	
昭和57	4	高校 入学	東京都練馬区
~ 昭和60	3	高校 卒業	
昭和60	4	○×大学 入学	東京都目黒区
~ 昭和61	7	○×大学 中途退学 高校・大学中途退学の場合はもれなく記載すること	
昭和61	8	専門学校入学準備期間 (無職)	
~ 昭和62	3	無職・休職・アルバイト期間等もれなく記載すること	
昭和62	4	××専門学校 入学	東京都港区
~ 平成元	3	××専門学校 卒業	
平成元	4	□□産業株式会社 1段目は所属する会社等を記載	埼玉県さいたま市
~ 平成29	9	システム開発、営業 2段目は主な職務内容を記載	
平成29	10	△△工科大学 短期留学	アメリカ合衆国 △△洲
~ 平成31	4		
令和1	5	無職	
~ 令和1	5		
令和1	6	行政書士◇◇事務所	東京都渋谷区
~		行政書士補助者 (登録入会后解職) 現在に至る	
※他士業で事務所を設置し開業している場合は、登録年月日、事務所名称、職務内容を記載すること (例) ○○士事務所 (平成×年×月×日登録) ○○士業務 ※最終勤務先を退職し現在無職の場合はもれなく記載すること		記入の最後には必ず「現在 に至る」と記載すること ↑	
※最終勤務先を退職し現在無職の場合はもれなく記載すること		空白期間の無いよう記 載すること。	
~			

~			
~			
~			
~			
~			

行政書士事務所	
所在地	市区町村名のみ [事務所から自宅までの所要時間(利用交通手段は不問) 約 15 分] 渋谷区 個人開業の場合は設置予定の事務所、行政書士法人の社員の場合は常駐する事務所、 使用人の場合は主として勤務する事務所所在の市区町村のみ記載
形態	1. 自宅兼事務所 2. 自宅以外の独立事務所 3. 共同・合同事務所 4. 法人内事務所 注) 共同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合 合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
使用権	1. 自己所有 2. 親族所有 3. 賃貸借契約 4. 使用貸借契約

↑
 予定する事務所に該当する形態及び使用権に○を
 すること。
 法律上個人事務所を有しない「行政書士法人の社
 員」又は「使用人行政書士」の場合は○は不要。

行政書士業務の遂行について

第1号には該当せず、行政書士の業務を行うことに支障ありません。

上記のとおり相違ありません。

申請日を記入 令和 3 年 4 月 1 日

必ず自筆署名をすること。印鑑やパソコンで
 記名したものや自筆のコピー等は書き直し

氏名 **行政 太郎**

行政

登録申請書と同一の
 印鑑を押印

注) 提出日を記入し、自筆署名のうえ、申請書と同一の印を押すこと。

※申請書類に重大な偽りの記載をした場合は、登録を取り消されることがある
 ので注意すること。

(行政書士会) 受 付 欄

誓約書

申請日を記入

令和 3 年 4 月 1 日

日本行政書士会連合会

会 長 会長名は空欄 殿

登録申請書のとおり記載

住 所 東京都目黒区青葉台 3 丁目 1 番 6 号

事務所所在地 東京都渋谷区本町 1 丁目 1 番 1 号
(予 定) - 1 0 1

氏 名 行政 太郎
(自 署) 必ず自署すること



私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第 2 条の 2 に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第 7 4 条の 3 に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第 2 条第 3 号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。
- 4 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》 行 政 書 士 法

（欠格事由）

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に刑に処せられた者については 2 年）を経過しない者
- 四 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 五 第 6 条の 5 第 1 項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 日前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 六 第 14 条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から 3 年（平成 20 年 7 月 1 前に当該処分を受けた場合は 2 年）を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しないもの
- 八 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条第 1 項の規定により同法第 44 条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から 3 年を経過しないもの

様式第1号の1 (会則施行規則第2条)

申請日を記入

令和3年4月1日

東京都行政書士会
会長 会長名は空欄 殿

氏名 行政太郎



入会届 (個人)

登録申請書と同一の印鑑を押印

下記のとおり入会したので、お届けいたします。

ふりがな	ぎょうせい たろう	性別	男・女
氏名	行政太郎	生年月日	大正 昭和 41年 2月 2日 平成
属性	<input checked="" type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人		
本籍	東京都目黒区青葉台3丁目1番 登録申請書のとおり記載		
自宅住所	〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号 登録申請書のとおり記載 (TEL. 03-3477-2881) (FAX. 03-3463-0669)		
事務所の名称	行政太郎行政書士事務所 登録申請書のとおり記載 使用人の場合は、雇用主の氏名		
事務所所在地	〒111-1111 東京都渋谷区本町1丁目1番1号-101 同上は使用せず、登録申請書のとおり記載 TEL. 03-3477-2664 FAX. 03-1111-1111 携帯. 090-1111-1111 E-mail.touroku@tokyo.com		
資格	① 行政書士試験合格 2. 弁護士 3. 弁理士 4. 公認会計士 5. 税理士 6. 行政事務 ※登録資格の番号を○で囲んでください。		
写真貼付欄 縦3cm× 横2.5cm	主たる業務 (※下記より3つお選び下さい。決まっていない場合はお選び頂かなくても結構です。) ①. 国籍・外国人関係 2. 教育関係 3. 廃棄物処理業関係 4. 公害防止関係 5. 建設・宅建関係 6. 土地・建物利用関係 7. 警察関係 8. 消防関係 9. 風俗・飲食業関係 10. 観光関係 11. 運輸関係 ①2. 民事関係 13. 商事関係 14. 刑事関係 15. 製造業関係 16. 貿易関係 17. 医療・介護関係 18. 会計業務関係 19. 知的財産権関係 ②0. 会社・法人設立関係 21. その他 主たる業務は、会員名簿に掲載後変更可能		
過去の行政書士登録	有 ・ 無	過去の特定行政書士付記	有 ・ 無
登録年月日	令和 年 月 日	会員番号	
登録番号	第 号		

※太線内は記入しないでください。

確 認			点 検			
会 長	副会長	総務部長	局 長	次 長	課 長	担 当

別紙様式 1

申請日を記入

令和 3 年 4 月 1 日

東京行政書士政治連盟

会 長 会長名は空欄 殿

事務所所在地 登録申請書のとおり記載

東京都渋谷区本町1丁目1番1号-101

氏 名 行政太郎 行政

東京行政書士政治連盟 加入届

この度、東京行政書士政治連盟の趣旨に賛同し、貴連盟に加入いたします。
なお、東京行政書士政治連盟会費は、東京都行政書士会会費と同時に徴収することに同意します。

令和 3年 4月 1日

東京都行政書士会

会長 会長名は空欄 殿

登録申請書のとおり記載

住 所 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

氏 名 行政 太郎



誓 約 書

貴会に登録・入会するに当たり、誠実にその業務を行うこと、行政書士の信用及び品位を害する行為を行わないこと、及び下記条項を遵守いたします。

違背した場合には、処分がなされても異議を申し立てないこと、調査のために必要な資料等の提出の請求に応じることを誓約いたします。

※以下の該当する誓約項目にチェック☑すること

自宅に事務所を設ける場合（集合住宅等）

- 一 管理規約・利用規約等に反していません。
- 一 建物の所有者・管理者等に承諾を得ています。

他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合

- 一 表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 一 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 一 他の士業者に行政書士として雇用されず、名義を貸しません。
- 一 同一場所に事務所を設置する他の士業者（行政書士を含む）からも業務内容を守秘します。
- 一 取扱業務についての帳簿を備えつけ、記載・管理します。

法人等の事務所内に事務所を設ける場合

設置先名称： _____

- 一 表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 一 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 一 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 一 事務所を設置する法人等に行政書士として雇用されず、名義を貸しません。
- 一 事務所は独立性を確保し、法人等から業務内容を守秘します。
- 一 取扱業務についての帳簿を備えつけ、記載・管理します。

現在も法人等に勤務している場合

勤務先名称： _____

- 一 業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 一 業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 一 勤務先においては行政書士業務を行いません。
- 一 行政書士業務を他人に行わせず、自らの責任において受託し処理します。
- 一 行政書士業務を正当な理由なく遅らせたり依頼を拒むことはしません。

使用承諾書

(建物所有者) 秋桜花子 が所有する下記の建物を
(申請者) 行政太郎 が行政書士の業務を行う事務所として使用
することを承諾します。

記

1. 建物の住所 東京都渋谷区本町1丁目1番1号-101登録申請書のとおり記載
(事務所の住所)

1年以上の使用で承諾をもらうこと。

2. 使用期間 令和3年 4月 1日 より令和5年 3月 31日 まで

期間の更新あり ← はそれぞれ該当する場合のみチェック☑すること。
期間の定めなし ←

令和 3 年 4 月 1 日

※承諾者が法人の場合は代表者名も記入

承諾者（建物所有者） 住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 秋桜 花子

印

承諾者（建物賃借人） 住所 東京都〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号

印はできるだけ賃貸借契約書と同一のものを押印すること

氏名 □□ □□

印

※賃貸借契約書上の契約者

使用者（申請者） 自宅住所 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

氏名 行政 太郎

行政
印

登録
の印

書と同一
押印



申請に当たっての注意事項

東京都行政書士会行政書士事務所設置指導基準

(目的)

第1条 日本行政書士会連合会会則第2条に従い、品位の保持と事務所の安定を期し、もって依頼人の信頼に応えその利便に供するため、この指導基準を定める。

(構造等)

第2条 事務所の設置にあたっては、業務取扱上の秘密を保持しうるよう明確な区分を設けるとともに、他人が容易に侵入できない構造でなければならない。

2 事務所の管理に責任を持ち、正常な利用、運営を図らなければならない。

3 事務所は、不特定多数人に認識され、その依頼に応じられるよう適当な場所に設置しなければならない。なお、変更登録申請の場合は、行政書士事務所であることを明らかにした表札を掲示していなければならない。

4 事務所の防火及び消火の設備を確保するよう努めなければならない。

5 事務所の内外装は、品位を保持しうるよう配慮しなければならない。

(設備)

第3条 事務所の設備は、概ね次のとおりとする。

一 事務スペース及び接客スペースがあること

二 照明及び第五号から第七号記載の機器を作動させるための電源設備及び通信回線設備

三 事務用机・椅子

四 書類等保管庫（容易に移動できないもの、鍵がかかるもの）

五 電話

六 プリンター・FAX・コピー機等

七 パソコン等

八 用紙、事務用品等収納庫又は収納棚

九 業務用図書及び図書棚

(申請の留保)

第4条 会長は、この基準を満たしていないと思料するときは、当該登録申請を留保することができる。

附則

(施行期日)

1 この指導基準は、平成24年11月28日から施行する。

2 令和3年11月18日一部改正、令和4年2月1日施行

事務所の名称に関する指針

1. 「行政書士」の明示

事務所の名称中には、「行政書士」の文言を明示すること。

日本行政書士会連合会会則第60条の2により「単位会の会員は、その事務所について、他の法律において使用を制限されている名称又は行政書士の事務所であることについて誤認混同を生じるおそれがあるものその他行政書士の品位を害する名称を使用してはならない」こととされているので、「行政書士」の事務所であることを明確にしなければならない。

2. 同一名称の使用禁止

単位会の会員（個人会員及び法人会員）は、単位会の区域内で既に行政書士名簿に登録されている個人会員の事務所の名称又は行政書士法人名簿に登録されている法人会員の事務所の名称と同一の名称を使用しないこと。

また、共同事務所についても、複数の行政書士が同一の名称を使用することは受任した業務の責任の所在が不明確となるおそれがあり、利用者にもたらす可能性があることから、同一名称を使用しないこと。

※同一名称を複数の行政書士で使用する場合には法人化すること。

ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 個人開業行政書士が、その氏、名又は氏名を使用する場合
- (2) 行政書士法人が、その社員の氏、名又は氏名を用いる場合
- (3) 個人開業行政書士が、現に行政書士名簿に登録されている事務所の名称を当該会員が社員となって設立する行政書士法人の名称として使用する場合

3. 制限事項

- (1) 他の法律において使用を制限されている名称
 - ① 「法律」との文言が含まれる名称は不可とする。
- (2) 他の資格と誤認されるおそれのある名称
 - ① 他業種と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。
例：「司法」「税務」等
 - ② 行政書士個人として届け出るため、兼業者の場合であっても他資格の名称が含まれるものは不可とする。
例：「司法書士」「土地家屋調査士」「FP」（ファイナンシャルプランナーの略）等
- (3) 国又は地方公共団体の機関と誤認されるおそれのある名称
 - ① 行政の主体と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。
例：「公共」「公益」等
- (4) 行政書士の品位を害する名称
公序良俗に反するものは不可とする。
- (5) 他者の氏、名又は氏名を使用しないこと。
他者の事務所であるとの誤認混同を生じるおそれがあるため、不可とする。
- (6) 「特定行政書士」は個人の行政書士に対する一身専属性の呼称であるため、個人会員が「特定行政書士」を事務所の名称として使用することは可能だが、行政書士法人の場合、事務所の名称としてはなじまないため使用することは不可とする。

4. 行政書士法人の従たる事務所の名称

従たる事務所の名称については、主たる事務所の名称と区別するため、従たる事務所であることを示す表示（例：〇〇行政書士法人 〇〇支店、行政書士法人〇〇 〇〇事務所等）により行う。

5. 名称使用の責任

行政書士名簿登録後又は行政書士法人登記後の「事務所の名称」に関する問題は、自己責任とする。

名称によっては、商標権等の制限を受ける場合もあり得るので、自己の責任において十分に留意すること。



お問い合わせ先 : 東京都行政書士会 登録係
【一時移転先】令和4年10月～令和5年7月
〒150-0045 東京都渋谷区神泉町8-16
渋谷ファーストプレイス4階
TEL 03-3477-2881

令和5年4月現在